

臨時申告会場を設置

▲ 併から一昨年まで、申告の受付を福智町役場本庁舎の1 箇所のみで申告受付を行っていましたが、今年も昨年同 様に臨時会場を赤池支所と方城支所に下記の日程で設置。税務 関係職員が出張して申告の受付・相談を行います。なお、所得 のない人の申告は、臨時開設期間以外でも支所で受付できます。

● 赤池支所 ☎ 28-2004

2月23日末、24日金、27日月 8時30分~12時・13時~17時15分 会場 保険福祉係横

※ 赤池支所での申告期間は3日間です。申告会場は1階(玄関入っ て左側奥)です。なお、臨時会場に行けない場合は、例年どお り本庁舎でも申告ができます。



● 方城支所 ☎ 22-0520

2月28日灰、29日尿、3月1日凩 8時30分~12時・13時~17時15分 会場 住民庶務係横

※ 方城支所での申告期間は3日間です。申告会場は1階(玄関入っ て左側)です。なお、臨時会場に行けない場合は、例年どおり 本庁舎でも申告ができます。



平成24年度から適用される住民税の税制改正

町民税・県民税に係る改正

成23年度の税制改正で、16歳未満の扶養控除と寄附 金控除の額が変わります。また、公的年金収入が400 万円以下で年金以外の所得金額が20万円以下の人の確定申 告手続きが簡素化する制度が創設されました。

● 扶養控除の見直し

▶ 16歳未満の扶養親族について

16歳未満にかかる扶養控除(33万円)が廃止されます。

▶ 16歳以上19歳未満の特定扶養親族について

16歳以上19歳未満にかかる扶養控除の上乗せ部分(12万円) が廃止され、扶養控除の額が45万円から33万円になります。

※ 16歳未満の扶養親族に対する扶養控除は廃止されますが、町・ 県民税の非課税限度額の算定に、扶養親族の数を用いるため、 16 歳未満の扶養親族についても申告する必要があります。

● 同居特別障害者に対する障害者控除の見直し

扶養親族または控除対象配偶者が同居特別障害者(障害1、2級 もしくは相当で同居)である場合の、同居特別障害者加算(住民 税) 23万円は廃止され、同額が特別障害者控除額に加算されます。 ※ 16歳未満に対する扶養控除の適用はありませんが、障害があ る場合は、障害者控除が適用されますので申告をお願いします。

【同居特別障害者に対する障害者控除額(改正前・改正後)】

配偶者および扶養親族 に対する障害者控除額	改正前	改正後
障害者控除	26 万円	26 万円
特別障害者控除	30 万円	30 万円
同居特別障害者控除(新設)	_	53 万円
同居特別障害者の 配偶者・扶養控除加算	23 万円	_

● 公的年金所得者の確定申告手続きの簡素化

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、雑所得以外の 他の所得金額が20万円以下の人は、確定申告書の提出が不要と なりました。ただし、確定申告をすると税金が還付されるケース もありますので、ご確認ください。

※ 2月13 日 同~3月15 日 困の間の "たがわ情報センター" で申告される人は、昨年と受付開始日が異なりますので、ご注意ください。

※ 青色申告や住宅ローン控除を初めて適用する人など、役場で受け付けできないこともあります。ご了承ください。

※昨年、農業所得の申告をされた人は、申告書の控えと収支内訳書の控えをご持参ください。

※医療費控除の明細書は、事前に記入してください。申告会場で記入すると時間がかかります。



住宅ローン控除

税 源移譲に伴う住民税からの住宅ローン控除(経過措置) のほかに、新たに平成21年から平成25年までに入居し、 所得税の住宅借入金所得税の住宅ローン控除の適用を受けた人 について、所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の住民 税から控除する制度が創設されました。

● 住民税からの住宅ローン控除の対象者

▶ 平成21年から平成25年までに入居の人

次の●②のいずれか小さい額が住民税所得割から控除されます。

- 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除 しきれなかった額
- ② 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じた額(上限97,500円)
- ▶ 平成11年から平成18年までに入居した人

地方税法改正により、確定申告書の添付書類や給与支払報 告書(源泉徴収票)の摘要欄が整備され、「平成〇年度分市・ 県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が、原則 不要となりました。

● 住民税の住宅ローン控除の対象とならない主な場合

次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- 平成 19年および平成 20年に入居した
- **②** 所得税から住宅ローン控除を全額控除できる
- **❸** 住宅ローン控除を適用しなくても所得税がかからない
- ◆ 所得減少や他の控除により翌年度の住民税がかからないなど

● 手続き・確認事項について

- ▶ 平成23年に入居された人は、「入居初年分」として所得税の 確定申告書を田川税務署(2月13日周~3月15日困の間は "たがわ情報センター") へ提出してください。
- ▶ それ以外で、住民税からの住宅ローン控除の適用がある人に ついては、原則「町・県民税 住宅借入金等特別税額控除申 告書 | の提出は不要です。ただし、源泉徴収票の摘要欄に住 宅借入金等特別控除可能額と居住開始年月日などが記載さ れているかをご確認ください。
- ※ 記載が無い場合は、住民税からの控除を受けることができません。

所得税に係る寄附金控除適用額が引き下がりました 寄附金控除が拡充

成23年度の税制改正で寄附金控除が拡充されました。 昨年まで控除対象団体に寄附した額が5千円以下の場 合は、控除の対象外でしたが、本年度から2千円以上の寄附 で控除の対象となります。



住民税において、一定の 限度まで所得税とあわ せて控除されます。

● 寄附金控除の対象となる団体

- **① 指定寄附金**(所得税法に基づき財務大臣が指定した寄附金)
- ② 独立行政法人に対する寄附金
- ❸ 地方独立行政法人に対する寄附金
- ◆ 特殊法人等のうち所得税法に規定する特定公益増進法人 に該当する法人に対する寄附金
- **⑤** 公益社団・財団法人に対する寄附金(所得税法に規定する特) 定公益増進法人で新たな公益法人制度に移行する前の法人も含む)
- **⑤ 学校法人に対する寄附金**(学校の入学に関する寄附金は対象と なりません)
- **1** 社会福祉法人に対する寄附金

- 動 更生保護法人に対する寄附金
- 認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- 活動にかかる事業に関連するものに限る。ただし、その寄附をし た者に特別の利益がおよぶと認められるものを除く)

● 寄附金控除の対象

- 2千円以上の寄附が控除の対象になります。
- ※ 申告の際には必ず寄附金の領収書が必要になります。お忘れのない ようにご注意ください。

● 手続きの方法

平成23年中に寄附を行ったかたは、次の手続きが必要です。

● 確定申告をするかた

確定申告書に寄附金の領収書を添付して田川税務署(2月13 日月~3月15日雨の間は"たがわ情報センター")または、福 智町役場(2月16日) (2月15日) で申告を行って ください。

☆ 確定申告の必要がないかた

町県民税の寄附金税額控除申告書の提出が必要となります ので、申告書に寄附金の領収書を添えて3月15日 闲までに 役場税務課へ提出してください。